

市第48号議案

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例  
等の一部改正

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部  
を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例  
等の一部を改正する条例

（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部  
改正）

第 1 条 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（  
平成24年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（保育所の職員配置に係る特例）

7 当分の間、第44条第 2 項ただし書の規定を適用しないことが  
できる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育  
士が 1 人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の  
知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならな  
い。

（横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部改正）

第 2 条 横浜市認定こども園の要件を定める条例（平成27年 2 月横  
浜市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(職員資格に係る特例)

- 5 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第 3 条第 4 号ア(ア)から(エ)までの規定により算定した場合における認定こども園に置かなければならない職員の数が 1 人となるときは、当分の間、同条第 5 号の規定にかかわらず、同条第 4 号の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち 1 人は、保育士登録を受けている者又は幼稚園教諭免許状を有する者と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者とする事ができる。

(横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

- 第 3 条 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年 9 月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

- 9 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第 6 条第 3 項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が 1 人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち 1 人は、同項の表備考 1 の規定にかかわらず、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者とする事ができる。

(横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年 9 月横浜市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第23条第 2 項第 2 号中「第34条の20第 1 項第 4 号」を「第34条の20第 1 項第 3 号」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

8 第30条第 2 項各号又は第45条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となるときは、当分の間、第30条第 2 項又は第45条第 2 項に規定する保育士の数は、1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が 1 人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

保育所等における保育士等の配置に係る特例を定める等のため、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(抜粋)

(上段 改正案  
下段 現 行)

附 則

(第 1 項から第 6 項まで省略)

(保育所の職員配置に係る特例)

- 7 当分の間、第 44 条第 2 項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が 1 人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

横浜市認定こども園の要件を定める条例 (抜粋)

(上段 改正案  
下段 現 行)

附 則

(第 1 項から第 4 項まで省略)

(職員資格に係る特例)

- 5 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第 3 条第 4 号ア(ア)から(エ)までの規定により算定した場合における認定こども園に置かなければならない職員の数が 1 人となるときは、当分の間、同条第 5 号の規定にかかわらず、同条第 4 号の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち 1 人は、保育士登録を受けている者又は幼稚園教諭免許状を有する者と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者としてすることができる。

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

附 則

（第 1 項から第 8 項まで省略）

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

- 9 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第 6 条第 3 項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が 1 人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち 1 人は、同項の表備考 1 の規定にかかわらず、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者とすることができる。

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（職員）

第 23 条 （第 1 項省略）

- 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 2 項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次のい

ずれにも該当するものとする。

(第 1 号省略)

- (2) 法第 18 条の 5 各号及び 第 34 条の 20 第 1 項第 3 号  
第 34 条の 20 第 1 項第 4 号のいずれにも  
該当しない者

(第 3 項省略)

附 則

(第 1 項から第 7 項まで省略)

(小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員  
配置に係る特例)

- 8 第 30 条第 2 項各号又は第 45 条第 2 項各号に定める数の合計数が  
1 となるときは、当分の間、第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項に規  
定する保育士の数は、1 人以上とすることができる。ただし、配  
置される保育士の数が 1 人となるときは、当該保育士に加えて、  
保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かな  
ければならない。